

- 1 審議会名 第2回 安曇野市自治基本条例検討委員会
- 2 日 時 平成28年10月11日(火) 午後1時30分から午後3時25分まで
- 3 会 場 本庁舎 3階 会議室301
- 4 出席者 田村委員長、那須副委員長、木村委員、熊井委員、池田委員
- 5 市側出席者 堀内市民生活部長、甕庶務法規担当係長、高橋庶務法規担当主査  
宮澤地域づくり課長、山田課長補佐兼まちづくり推進係長
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 2人 記者 1人
- 8 会議概要作成年月日 平成28年10月12日

協 議 事 項 等

- 1 会議の概要
  - (1) 開会
  - (2) あいさつ
  - (3) 協議
    - ①条文(案)について(資料1、2)
    - ②その他
  - (4) 閉会

2 会議事項概要

- (1) 開 会
 

【那須副委員長】 定刻となりましたので、ただいまより第2回安曇野市自治基本条例検討委員会を開会いたします。まず初めに、田村委員長からごあいさつをお願いいたします。
- (2) あいさつ
 

【田村委員長】 第2回目の会議となります。後ほど事務局から日程の説明もありますが、集中した審議をお願いします。

【那須副委員長】 それでは協議事項に移りますが、田村委員長から議事進行をお願いします。
- (3) 議事
  - ①条文(案)について
 

【田村委員長】 それでは、協議事項の(1)条文案について議題とします。前回は前文、条例の位置づけ、定義までご検討いただきました。前回の意見をふまえて事務局で案を作成していますので、説明をお願いします。

【事務局】 「前文」について資料1に基づき説明

【田村委員長】 まず、前文についてご意見をいただきたいと思います。

【委員】 2行目の「各地域の個性を」というところですが、合併した5町村を指していますが、地域という表現でいいでしょうか。それから「尊重」でなく「大事」くらいでいいと考えていますが、どうでしょうか。前文なので、正確さを期すよりも、基本的な考えがさらっとわかればと考えています。「最高規範」という表現ですが、前文に「最高規範」を入れるという意見もありましたが、くどくて前文という感じでなくなってしまうので、除いたらどうかと思います。

【田村委員長】 「各地域の個性」は、ワークショップのときから出ていた意見です。それから、「最高規範」と言う位置づけについてはどうでしょうか。

【委員】 結構だと思います。

【委員】 私も前文はさらっとでいいと思います。区も地域ということで統一してきていますので、このままでいいと思います。「尊重」と「大事」ですが、一般的な優しい言葉を使ったほうがいいと思いますので、「大事」がいいと思います。全体としていいと思います。

【委員】 この文でよく書かれていると思います。

【田村委員長】（尊重し）はどうしますか。「大事に」ということで（）を削ると言うことでよいでしょうか。それでは続いて、条例の位置づけについてはどうでしょうか。

【委員】 「最高規範」ですが、前文の最後の段で「自治の基本理念と原則を市民全員が共有するため、最高規範としての安曇野市自治基本条例を制定します」とするか、あるいは第2条で「自治及び市政に関する基本的な原則を定めた安曇野市の最高規範であり」とするかだと思います。

【田村委員長】 位置づけについてはいいかと思いますが、入れる位置はどうでしょうか。

【委員】 第2条の「条例の位置づけ」のところがふさわしいと思います。

【委員】 いいと思います。

【事務局】 「安曇野市にとっての最高規範」という表現だいいですが、単に「最高規範」だと問題だという意見もありました。それについては、いかがでしょうか。

【田村委員長】 混同しないよう、また、正確にということですがよいでしょうか。

【委員】 神経を使いましょうということであれば、第2条で「この条例は自治及び市政の原則を定めた安曇野市の最高規範で・・・」という表現でいいかと思います。

【田村委員長】 次に定義ですが、第3条は原案のままでよいでしょうか。

【事務局】 第1条・第2条に戻りますが、「本市」と「安曇野市」が混同しています。表現を統一することが望ましいです。

【田村委員長】 どうでしょうか。

【委員】 第1条は最初ですので、安曇野市としたほうがいいと思います。

【委員】 すべて安曇野市か本市かに統一ということでしょうか？ というのであれば、安曇野市のほうが具体的でいいと思います。

【委員】 くどいかもしれませんが、漠然とした本市より安曇野市のほうがいいと思います。

【事務局】 安曇野市としたときに、第3条(1)で市内に居住する人とありますが、ここを「安曇野市に居住する」とするかということにも関わってきます。

【田村委員長】 ポイントになるところは「安曇野市」で、他は「本市」でもいいですか。

【事務局】 それでも可能です。最初の第1条で「安曇野市（以下本市という。）」にしても結構です。合理的な使い分けがあれば結構です。

【委員】 統一ということであれば、第1条は安曇野市で、以下は本市でいいと思います。

【委員】 文章にもよります。それを基本にして、あとは事務局にお任せしてやっていただくことでどうでしょうか。

【田村委員長】 そのようなことでよいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第3条の定義についてご意見等どうですか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 それでは、以上で前回の検討項目については終了といたします。続きまして、第2章から第5章まで、できるところまで進めていきたいと思っております。まず、第2章について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 資料1に基づき説明

【田村委員長】 第6条の市民の権利についてどうでしょうか。

【委員】 言っていることは同じだと感じますが、まちづくりと市政を使い分けますか。

【事務局】 まちづくりは地域活動を含めて広い意味合いにとらえています。

【委員】 「有します」は固いと感じます。「あります」でもいいと思います。できるだけわかりやすくしたらどうでしょうか。

【委員】 「あります」のほうが優しくていいと思います。

【事務局】 上田市の自治基本条例では、「～できます」としています。

【事務局】 安曇野市でもそうですが、通常、法規は「ですます調」で作りません。どうでしょうか。

【田村委員長】 前文では、市民がわかりやすいようということで「ですます調」にしました。そのへんも含めて事務局で検討していただければと思います。

【委員】 文章として統一していただければと思います。

【事務局】 第4条から第7条ですが、「自治の主体」とか「まちづくりの主体」とか出てきますが、

整理が必要と感じます。基本的に、これらの言葉を使い分けていくということでしょうか。

【委員】 強いこだわりがあってということでないならば、私もどうかと思います。全体を通じて、同じようなことがいろんな条文で出てきます。精査してもっと簡略にしたらどうかと思います。

【田村委員長】 重複を事務局で精査し、次回に提示をお願いします。

【委員】 第6条第4項、「市の行政サービスを等しく・・・」は、どうしますか。

【委員】 整合性ですが、第3条、ア・イ・ウで差が生じることになっていませんか。

【事務局】 基本的にはサービスと言っても限定されます。「法令等で定めるところにより」で、そういった意味合いを表現しています。

【委員】 くどくなっているような気がします。

【委員】 「等しく」をとったらどうでしょうか。

【田村委員長】 いかがでしょうか。

【委員】 「法令等で定めるところにより」があれば矛盾はないですか。

【事務局】 強いて言えば市外の人に及ぶかどうかですが、公の施設では、市民かそうでないかで料金を分けている例もあります。安曇野市の他条例では、ア・イは市民に入れていますが、ウはないと思います。

【委員】 今までの会議の中では、市民は住民とは違うということでした。委員会の委員に市外の人が入ることがあるように、安曇野市に対して意見を言う権利は有すということですが、サービスを受ける権利といった発想は議論されていなかった経緯があります。「等しく」がなければいいと思います。

【事務局】 第6条第4項だけ毛色が違うと感じます。

【委員】 次回結論出すとして、私は削除してもいいのではと思っています。

【委員】 私も削除していいと思います。

【田村委員長】 第4項については、事務局で検討をお願いします。他に第2章でいかがですか。では、この件については次回にします。次いで第3章について事務局からお願いします。

【事務局】 資料1・2に基づき説明

【田村委員長】 第3章については、先にできている議会基本条例をもとに作成してあるということですが、ご意見ありますでしょうか。

【委員】 議会条例が既に動き出していますから、この原案のままでいいと思います。

【田村委員長】 既にあるので、くどくど書かないと言うことでよいでしょうか。

【委員】 自治基本条例と他条例の整合ということですが、議会基本条例の市民の定義との整合は大丈夫でしょうか。

【事務局】 全体の福祉といった時、市内外で切り分けが必要です。条文の解釈で補うか書き分けるかということになります。

【委員】 議会基本条例では、「市民の信託を受けて・・・」という条文が出てきます。解釈で補えるならそれでいいと思います。

【事務局】 「この章において、市民は第3条の・・・」と注釈を入れることは技術的に可能です。

【田村委員長】 市民の解釈というところですが、どうでしょうか。

【委員】 他との整合性で、解釈で補えるならいいと思います。

【事務局】 これにあわせて市の他の条例を統一することは困難です。解釈で補うかですが、気になるのは第9条の「市民の意見を聞く」のところです。

【委員】 そこは問題ないと思います。

【委員】 福祉についても、注釈でできればいいと思います。

【田村委員長】 実際に条文にする時に整合性が気になります。

【事務局】 軽井沢町では、市民と住民を使い分けています。他にも出てくるなら、そのような形でもいいと思います。

【事務局】 区のところで住民の定義がでてきますが、考え方は少し違います。住所を有する方を限定してどこに置くかです。

【委員】 注釈を入れた場合、住民という言葉を入れた場合など、事務局からいくつか出してもらって検討したらどうでしょうか。

【田村委員長】 事務局で精査して資料作成をお願いします。次に第4章についてお願いします。

【事務局】 資料1に基づき説明

【田村委員長】 最初に、第10条の市長の役割と責務はどうでしょうか。

【委員】 言っていることは問題ないですが、「本市の代表者として」がなければいけないでしょうか。すっきりさせたほうがよいと思います。

【田村委員長】 念押ししなくてもいいという意見です。他にありますか。なければ、次に第11条の市の役割と責務についてはいかがでしょうか。

【委員】 いいと思います。

【田村委員長】 次に第12条の職員の責務についてはいかがでしょうか。

【委員】 「全体の奉仕者」は削除してもいいと思います。

【田村委員長】 あえて言わなくてもということですが、いいでしょうか。

【委員】 それから、第2項の「行政需要」を言い換えることはできないでしょうか。

【田村委員長】 表現の検討をお願いします。それでは、続いて第5章について説明をお願いします。

【事務局】 資料1・2に基づき説明

【田村委員長】 第13条の総合計画についてはいかがでしょうか。以降、「市議会及び市」というのが各条に出てきますが、このへんも含めてお願いします。

【事務局】 総合計画の主語は「市」です。「市議会及び」を削除してください。

【委員】 すっきりしました。

【田村委員長】 次に第14条の財政運営はいかがでしょうか。

【委員】 ここも「市」だけでいいと思います。

【田村委員長】 よろしいでしょうか。次に第15条の情報公開についてどうでしょうか。先ほど、第3項は「定めます」と修正がありましたけどどうでしょうか。

【事務局】 ここは市議会を追加して、「市議会及び市」としてください。

【委員】 タイトルが情報の公開・共有となっていますが、共有の部分がありません。第2項を「市議会及び市は、市政に関する情報を適正に公開し、・・・情報の共有ができるよう・・・」などとしたほうがいいと思います。

【委員】 タイトルの共有を外すのではなく、入れるということでしょうか。

【委員】 入れることがいいと思います。努めますでいいと思います。

【田村委員長】 第16条の個人情報保護はいかがでしょうか。なければこのままで。次に第17条の附属機関についてどうでしょうか。

【委員】 「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」第5条に委員の選出が具体的に書いてありますが、自治基本条例では、「市民の幅広い意見及び専門的な意見」が反映するようにと、指針より広いことを書いてあります。指針を少しいじって、自治基本条例では書かないということもあるのかなと思います。メンバーが偏らないよう広くということであれば、自治基本条例でこのように載せてもいいかなとは思いますが、それによって、指針の第5条に加えるものがあるかどうか考える必要があります。

【田村委員長】 指針との整合性についてご意見がありましたけど、どうでしょうか。

【委員】 矛盾はしていないようです。

【田村委員長】 また、整理して検討できればと思います。続いて、第18条のパブリックコメントについていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 続いて第19条の応答責任についていかがでしょうか。

【委員】 行政運営だから「市議会及び」を削除して「市」でしょうか。

【田村委員長】 議会基本条例でも謳っているのではないのでしょうか。

【委員】 第6条で謳っています。「市議会及び」は削ってもいいのではないのでしょうか。

【事務局】 章は行政運営でなく市政運営でいいですか。

【委員】 市政運営がいいと思います。

【田村委員著】 では、第20条の説明責任についていかがでしょうか。

【委員】 上と同じで、「市議会及び」を削除して「市」でいいと思います。

【田村委員長】 第21条の行政評価についていかがでしょうか。こちらも「市議会及び」を削除して「市」でいいでしょうか。

【委員】 はい。

【田村委員長】 第22条の法令遵守についていかがでしょうか。

【委員】 ここも「市議会及び」を削除して「市」でいいと思います。

【田村委員長】 第23条の多文化共生についてはいかがでしょうか。

【事務局】 多文化共生以下3つは、市政運営の中に入れるには違和感があります。残すなら別に章立てが必要と思います。3つが必要かを含めて検討をお願いします。

【田村委員長】 多文化共生、危機管理、自然環境の保全の3つについて、議論されて盛ってきたことですがいかがでしょうか。

【委員】 別に章立てし残したらどうでしょうか。

【委員】 強く求められてきたことですので、残したらどうでしょう。

【事務局】 この3つを一つのブロックにというのも難しそうです。

【委員】 自然環境については、他に条例がありますし、前文でもふれています。アンケートで安曇野のいいところはどこかということで圧倒的な支持があり盛り込みましたが、他に条例があればいい気もしますし、前文を少し膨らますだけでもいいと思います。もちろん、自治基本条例にあってもいいのですが、・・・。

【委員】 危機管理については、他市の自治基本条例ではどうでしょうか。

【事務局】 東日本大震災後にできた自治基本条例には入れた例が比較的多く見られます。

【田村委員長】 危機管理は第5章の市政運営に入れておくことはどうでしょうか。

【事務局】 いけなくはないですが、第2項で「市民は」と出てきますので、違和感があります。

【委員】 どこかに入れられれば新たに章を立てずにすんでいいかもしれませんが、・・・。確かに違和感があります。

【委員】 書けるなら、どこかに入れたいところです。

【委員】 多文化共生は第2章に入れてはどうでしょうか。

【事務局】 第5条第4項の人権尊重の原則あるいは第7条市民の責務に第4項として入れるのはどうでしょうか。人権尊重も一緒にして第7条の市民の責務に入れるのがいいかもしれません。

【田村委員長】 事務局で精査してください。危機管理については大事なことですが、いかがでしょうか。

【委員】 危機管理で条例とかはないですか

【事務局】 防災会議はありますが、危機管理ではないです。

【委員】 自治基本条例に危機管理を盛っておけば、今後、これにしたがって具体的なものが作られるということになると思います。

【事務局】 防災だけでなく、伝染病対策とかもあります。危機管理だけで、別章を立てるということでどうでしょうか。

【委員】 危機管理で章を起こしましょう。

【事務局】 多文化共生は基本原則を見据えて検討させていただき、危機管理は別の章で、自然環境は前文で少しふれるかどうかということでいかがでしょうか。

【田村委員長】 そのとおりでいいのではないのでしょうか。

【委員】 多文化共生については、市民の定義で、(外国人)をとったので改めてどうかという気はします。

【田村委員長】 では、次回までに事務局で整理をお願いします。今日はここまでの予定ですが、全体を通じて何かあればお願いします。

【事務局】 4ページの市の定義のところですが、前回、「市の執行機関をいう」というのは、当然のことなので、要らないのではという意見があったかと思いますがいかがでしょうか。

【田村委員長】 どうでしょうか。

【委員】 いくつか意見がありましたが、執行機関の説明が必要という流れの中で出てきました。ただ、執行機関だけではわからないと思います。

【田村委員長】 明確にするということでもいいでしょうか。

【委員】 市の説明をするということですね。

【田村委員長】 それでは、協議事項(1)条文(案)の検討は、今日はここまでということにします。

## ②その他

### 次回会議の日程調整

#### (4)閉会

【那須副委員長】 お疲れさまでした。以上をもちまして、第2回安曇野市自治基本条例検討委員会を終了いたします。ありがとうございました。